

高 福 第 1874 号
令和 7 年 5 月 27 日

各市町村高齢者福祉施設整備主管課長 様

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部
高齢福祉課長
(公 印 省 略)

令和 8 年度地域医療介護総合確保基金を活用する介護施設等の整備に係る
所要額等について（照会）

貴市町村における令和 8 年度の基金等の活用が見込まれる補助対象施設を把握するため、次の期限までに別添様式により回答してください。広域型の特別養護老人ホーム等、老人福祉施設整備事業（政令市・中核市を除く。）についても本県の補助対象となり得る施設を把握するため、併せて回答してください。

いずれも、貴市町村の第 9 期介護保険事業計画で位置付けており、整備又は開設する見込みが高い事業を回答してください。

なお、本県の予算編成上、所要額で見込んだ金額から予算要求額を増額することは困難であるため、補助対象施設に漏れがないよう、適切な把握に御協力ください。

1 提出書類

【全市町村提出】 （該当がない場合も提出してください。）

- ・【市町村名】 R8 基金所要額見込（様式 1～6）
- ・【市町村名】 R8 老人福祉施設整備事業（様式 7）※政令市・中核市を除く。

2 提出期限

令和 7 年 6 月 9 日（月）17 時

3 提出方法

次のアドレスに電子メールで回答してください。

fshisetsu.508@pref.kanagawa.lg.jp

4 留意事項

- (1) 第 9 期の市町村介護保険事業計画において、令和 8 年度の整備や開設が位置付けられ標記補助の交付対象となり得る 施設の最大数を回答してください。

※ 本調査の回答数値が令和 8 年度予算の最大値となりますので、対象施設の

把握に当たっては、遺漏のないようご対応ください。

(2) (本項は、政令市・中核市は除きます。) 来年度貴市町村内で整備又は開設が予定されている定員30名以上の広域型施設も調査対象となりますので、整備等が想定される施設の最大数を様式7で回答してください。

(3) 次回照会（7月下旬～8月上旬を予定）では、貴市町村における令和8年度の正確な整備見込量を確認しますので、ご留意ください。

(4) 今般、地域医療介護総合確保基金管理運営要領の改正案が別添資料のとおり国から示され、対象事業の改正や配分基礎単価の引き上げ等が行われる予定となっております。本調査での所要額算出のための積算基礎（補助単価）は、調査票記載のとおり、令和7年度改正案の単価としていますが、今後の国・県の予算編成状況でこのとおりの単価とはならないこともあります。

(5) 地域医療介護総合確保基金管理運営要領の令和7年度改正に伴い、次の補助メニューが新設される予定ですが、令和7年度及び令和8年度事業実施に係る所要額調査については、別途実施する予定です。

- ・介護施設等の改築・大規模修繕等の工事中における代替施設整備事業
- ・地域密着型サービス等から広域型施設への転換事業
- ・広域型施設におけるダウンサイジング実施事業
- ・介護施設等の集約・再編実施事業

(6) 災害イエローゾーンにおける介護施設等の新規整備は、一定の条件を満たす場合を除き原則として整備補助の対象とはなりません。

問合せ先

福祉施設グループ 吉田、松本、福岡、林

電 話 (045)210-1111 内線 4854

メール fshisetsu.508@pref.kanagawa.lg.jp